

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第66号）（保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課）

自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものの地震の発生時における安全性の確保を推進するため、保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所、入所又は入院により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する事業所又は施設について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならないこととする基準を定めることとしました。

併せて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行により介護保険法等の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成27年7月1日から施行することとしました。ただし、第1条中京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例附則第2項の改正規定及び第4条の規定は、同年4月1日から施行することとしました。

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第66号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第4条の2 指定通所支援及び基準該当通所支援の事業を行う事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る事業の用に供する部分に限る。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第5条中「前条」を「前2条」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第7条の2 指定障害児入所施設等は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第8条中「前条」を「前2条」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第10条の2 放課後児童健全育成事業を行う事業所は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第11条中「前2条」を「前3条」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第15条の2 家庭的保育事業所等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の用に供する部分に限る。）は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第16条中「前3条」を「第13条から前条まで」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第24条の2 児童福祉施設は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

附則第2項中「第12条」を「第26条」に改める。

(京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 京都市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5条」を「第6条」に、「第5条第1号」を「第6条第1号」に改め、同条第2項中「第5条第2号」を「第6条第2号」に改め、同条第3項中「第5条」を「第6条」に、「第5条第3号」を「第6条第3号」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第5条 養護老人ホーム等は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

附則第2項中「第5条」を「第6条」に改める。

附則第3項及び第4項中「第7条」を「第8条」に改める。

(京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第7条」に、「第7条～第9条」を「第8条～第11条」に、「第10条・第11条」を「第12条～第14条」に、「第12条～第14条」を「第15条～第18条」に、「第15条～第17条」を「第19条～第22条」に、「第18条～第20条」を「第23条～第26条」に改める。

第20条中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第26条とする。

第19条を第25条とし、第18条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第24条 障害者支援施設は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第17条中「前2条」を「前3条」に改め、第6章中同条を第22条とする。

第16条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第21条 福祉ホームは、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第15条を第19条とする。

第14条中「前2条」を「前3条」に改め、第5章中同条を第18条とする。

第13条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第17条 地域活動支援センターは、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第12条を第15条とする。

第11条中「前条」を「前2条」に改め、第4章中同条を第14条とする。

第10条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第13条 障害福祉サービス事業を行う事業所は、耐震改修促進法第17条第3項第1

号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第9条中「前条」を「前2条」に改め、第3章中同条を第11条とする。

第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第10条 指定障害者支援施設は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第7条を第8条とする。

第6条中「前2条」を「前3条」に改め、第2章中同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第5条 指定障害福祉サービスの事業等を行う事業所(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は共同生活援助に係る事業の用に供する部分に限る。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

附則第2項及び第3項中「第6条、第9条、第11条、第14条、第17条及び第20条」を「第7条、第11条、第14条、第18条、第22条及び第26条」に改める。

(京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「「法」という。」及び「「法」という。」に、「「旧介護保険法」という。」を「「平成18年改正前法」という。」及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成26年改正前法」という。)に改める。

第2条中「及び旧介護保険法」を「、平成18年改正前法及び平成26年改正前法」

に改める。

第6条中「第104条の2第2項各号」を「第104条の3第2項各号」に改める。

第27条中「定める者」の右に「(申請者が介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の事業を行う事業者である場合を含む。)」を加える。

第28条中「基準該当介護予防サービス」の右に「(指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護をいう。以下同じ。), 基準該当介護予防訪問介護(基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービスをいう。以下同じ。), 指定介護予防通所介護(指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護をいう。以下同じ。)及び基準該当介護予防通所介護(基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービスをいう。以下同じ。)を含む。)」を加える。

第29条中「基準該当介護予防サービスの事業」の右に「(指定介護予防訪問介護, 基準該当介護予防訪問介護, 指定介護予防通所介護及び基準該当介護予防通所介護の事業を含む。)」を加える。

第30条中「「省令」を「平成18年省令」に改め, 「第37条第2項各号(省令第45条において準用する場合を含む。)」及び「, 第106条第2項各号(省令第115条において準用する場合を含む。)」を削り, 「第288条第2項各号」の右に「並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下この章において「平成27年改正前省令」という。)第37条第2項各号(平成27年改正前省令第45条において準用する場合を含む。)及び第106条第2項各号(平成27年改正前省令第115条において準用する場合を含む。)」を加える。

第32条中「第2項」の右に「又は平成26年改正前法第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項」を加え, 「省令」を「平成18年省令又は平成27年改正前省令」に改める。

第38条の11中「法第115条の46第4項」を「法第115条の46第5項」に改める。

第42条中「旧介護保険法」を「平成18年改正前法」に改める。

附則第3項中「規則及び」を「規則、」に改め、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」の右に「及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を加える。

（京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第5条 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（地震に対する安全性の確保）

第5条の2 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護に係る事業の用に供する部分に限る。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（地震に対する安全性の確保）

第12条の2 指定地域密着型サービスの事業を行う事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスに係る事業の用に供する部分に限る。）は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第19条の次に次の1条を加える。

（地震に対する安全性の確保）

第19条の2 指定介護老人福祉施設は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定

める基準に適合していなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第24条の2 介護老人保健施設は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第26条中「前3条」を「第23条から前条まで」に改める。

第29条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第29条の2 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業を行う事業所（介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護に係る事業の用に供する部分に限る。）並びに指定介護予防通所介護及び基準該当介護予防通所介護の事業を行う事業所は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第35条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第35条の2 指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所（介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係る事業の用に供する部分に限る。）は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第40条の2 指定介護療養型医療施設は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第42条中「前3条」を「第39条から前条まで」に改める。

(京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

の一部改正)

第6条 京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第5条 幼保連携型認定こども園は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

附則第2項中「第5条」を「第6条」に改める。

附則第4項及び第5項中「第6条」を「第7条」に改める。

別表中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

(京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正)

第7条 京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第8条」に、「第8条～第14条」を「第9条～第16条」に、「第15条」を「第17条」に、「第16条」を「第18条」に改める。

第16条を第18条とし、第4章中第15条を第17条とする。

第14条中「第8条」を「第9条」に改め、第3章中同条を第16条とする。

第13条を第15条とし、第10条から第12条までを2条ずつ繰り下げ、第9条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第11条 特定地域型保育事業を行う事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の用に供する部分に限る。）は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

第8条を第9条とし、第2章中第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(地震に対する安全性の確保)

第5条 特定教育・保育施設は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

らない。

附則第2項中「第7条」を「第8条」に、「第14条」を「第16条」に改める。

附則第3項中「第7条」を「第8条」に、「第14条」を「第16条」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第1条中京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例附則第2項の改正規定及び第4条の規定は、同年4月1日から施行する。

### (地震に対する安全性の確保に関する経過措置)

2 この条例の規定により建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならないこととされた事業所又は施設のうち、この条例の施行の際本市の区域内に現に存するもの（平成27年3月31日までに子ども・子育て支援法附則第7条ただし書の規定による別段の申出をした同条ただし書に規定する設置者が、同法第7条第4項に規定する教育・保育施設を廃止し、当該施設と同一の所在地において、当該施設の設備を用いて設置する同法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を含み、この条例の施行の日以後に床面積を増加させる場合における当該増加の部分及び本市の区域内に移転させる場合における当該移転の部分を除く。以下「事業所等」という。）については、当該基準に係るこの条例の規定にかかわらず、当該基準に適合しない限度において、当該規定を適用しない。この場合において、事業所等を管理する者は、当該事業所等について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。

（保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課）